

1 開会宣告

2 理事者あいさつ

3 新任部課長紹介

4 署名委員の指名

5 報告事項

委員の辞任及び選任について

6 議 題

(1) 第1回臨時会の提出案件について (資料1)

(2) 提出案件の付託委員会について (資料2)

(3) 第1回臨時会の日程変更について (資料3)

(4) 本会議の運営について (資料4)

(5) 第2回臨時会の招集請求について

(6) 議会改革調査特別委員会報告書の取り扱いについて (資料5)

7 閉会宣告

平成24年第1回区議会臨時会提出案件

一 議 案

- 1 板橋区立板橋第三中学校改築環境整備工事請負契約
(共立・内田建設共同企業体、2億5,747万500円)

議案付託事項表(案)

平成24年第1回板橋区議会臨時会

| 付託委員会 | 議案番号 | 件名 |
|-------------|--------|-------------------------|
| 企画総務 委員会 | 議案第38号 | 板橋区立板橋第三中学校改築環境整備工事請負契約 |

平成24年第1回区議会臨時会日程 変更(案)

平成24年4月26日

| 月 | 日 | 曜 | 会 議 |
|---|----|---|-----------------------------------|
| 4 | 26 | 木 | 〔告示〕 10. 幹事長会・議会運営委員会理事会 13. 同委員会 |
| | 27 | 金 | 10. 議案説明会 |
| | 28 | 土 | |
| | 29 | 日 | 〔昭和の日〕 |
| | 30 | 月 | |
| 5 | 1 | 火 | |
| | 2 | 水 | |
| | 3 | 木 | 〔憲法記念日〕 |
| | 4 | 金 | 〔みどりの日〕 |
| | 5 | 土 | 〔こどもの日〕 |
| | 6 | 日 | |
| | 7 | 月 | 10. 本会議 休憩中－企画総務委員会 【会期1日間】 |
| | 8 | 火 | |
| | 9 | 水 | |

5月8日の本会議〔第2日〕及び同日の幹事長会・議会運営委員会理事会・議会運営委員会の開催を取りやめ、会期を1日間に変更します。

また、5月7日の企画総務委員会を本会議休憩中開催に変更します。

5月7日（月）

- 1 開会・開議宣告
- 2 会議録署名議員の指名
- 3 会期の決定（1日間）
- 4 諸報告（委員辞任及び委員選任報告ほか）
- 5 議案の上程

提案理由の説明 〔副区長〕

- 6 議案の委員会付託

〔休 憩〕

（休憩中、企画総務委員会を開会）

〔再 開〕

- 7 委員会報告

企画総務委員会報告（追加日程）

- 8 閉会宣告

議会改革調査特別委員会報告書の取り扱いについて（案）

議会改革調査特別委員会では、議会改革に関する下記の各調査項目について議論を重ねてきた。各項目については、「一定の方向性を示したもの」、「引き続き検討課題とするもの」、「現行どおりとするもの」の3点に分類し、3月2日の本会議において報告されている。

これらの各項目の取り扱いについて検討していただくよう同委員会から要請があり、ご協議いただくものである。

| 番号 | 調査項目 | 議会改革調査特別委員会における分類 | | |
|----|--|-------------------|--------------------|----------------------|
| | | 一定の方向性を示したものの。 | 引き続き検討課題とするものの。 | 現行どおりとするものの。 |
| 1 | 議会改革の目的と方向性について | — | — | — |
| 2 | 委員会でのプロジェクター及びスクリーンの活用について 方向性 ・審議を円滑にするため予算審査・決算調査特別委員会の総括質問で実施する方向で検討すべきである。 | ○ (実施済) | | |
| 3 | 予算審査・決算調査特別委員会におけるインターネット中継について 方向性 ・予算審査・決算調査特別委員会の総括質問において、ネット中継を導入する方向で検討すべきである。 | ○ | 議 運 諮 問 事 項 | |
| 4 | 本会議一般質問における住民にわかりやすい質問方法について 方向性 ・一般質問の議論が住民にわかりにくいという認識のもと、一問一答方式等の検討課題を抽出したが、委員会としての具体的結論には至っていない。 | | ○ | 方 向 性 を 再 検 討 |

※各分類についての説明※

検 討 を 終 了 ⇒ 議会改革調査特別委員会で示した方向性のとおりとし、検討を終了するもの。

検討を終了・執行機関へ要請 ⇒ 一定の方向性を示したが、議会の権限外の事項であるため、検討を終了し、執行機関へ要請するもの。

議 運 諮 問 事 項 ⇒ 一定の方向性を示したもので、実施の可否を議会運営委員会で議論するもの。

方 向 性 を 再 検 討 ⇒ 引き続き検討課題とするもので、議会改革調査特別委員会が引き続き、方向性を再検討するもの。

詳 細 に つ い て 検 討 ⇒ 一定の方向性を示したもので、方向性に異議がなく、詳細な検討を議会改革調査特別委員会に要請するもの。

| 番号 | 調査項目 | 議会改革調査特別委員会における分類 | | |
|----|--|--------------------|-----------------|--------------|
| | | 一定の方向性を示したものの。 | 引き続き検討課題とするものの。 | 現行どおりとするものの。 |
| 5 | 委員会等の資料の取り扱いについて 方向性 ・傍聴者の利便性向上のため、希望者に委員会資料を配布する方向で検討すべきである。 | ○ | | |
| | | 議 運 諮 問 事 項 | | |
| 6 | 議会慣行の公開について 方向性 ・公開の方向で検討すべきである。 | ○ | | |
| | | 議 運 諮 問 事 項 | | |
| 7 | 意見交換会・議会報告会・政策討論会などの開催について 方向性 ・開催方法や運営方法のルール作りなどの課題はあるものの実施する方向で検討すべきである。 | ○ | | |
| | | 詳細について検討 | | |
| 8 | メール等による住民からの政策提案について 方向性 ・上げられた意見の取り扱い方法や仕組みなどの課題があり、具体的な方向性は出ていない。 | | ○ | |
| | | 方向性を再検討 | | |
| 9 | 参考人招聘及び公聴会の開催等について 方向性 ・各委員会の審査の参考とするため、現行の規定の中で必要に応じて実施すべきである。 | ○ | | |
| | | 検 討 を 終 了 | | |
| 10 | 土日及び夜間議会の開催について 方向性 ・今後、住民から意見を聞く中で、必要性を検討するなど、委員会では、意見の一致が見られなかった。 | | ○ | |
| | | 方向性を再検討 | | |
| 11 | 議会の広報活動について 方向性 ・議会だよりの編集方法について、広聴広報委員会設置を含めた議員の関わり方を検討する必要がある。 | | ○ | |
| | | 方向性を再検討 | | |

※各分類についての説明※

検 討 を 終 了 ⇒ 議会改革調査特別委員会で示した方向性のとおりとし、検討を終了するもの。

検討を終了・執行機関へ要請 ⇒ 一定の方向性を示したが、議会の権限外の事項であるため、検討を終了し、執行機関へ要請するもの。

議 運 諮 問 事 項 ⇒ 一定の方向性を示したもので、実施の可否を議会運営委員会で議論するもの。

方 向 性 を 再 検 討 ⇒ 引き続き検討課題とするもので、議会改革調査特別委員会が引き続き、方向性を再検討するもの。

詳 細 に つ い て 検 討 ⇒ 一定の方向性を示したもので、方向性に異議がなく、詳細な検討を議会改革調査特別委員会に要請するもの。

| 番号 | 調査項目 | 議会改革調査特別委員会における分類 | | |
|----|---|-----------------------|-----------------|--------------|
| | | 一定の方向性を示したものの。 | 引き続き検討課題とするものの。 | 現行どおりとするものの。 |
| 12 | 区長との関係について 方向性 ・議会の招集権は首長にあるが、議会がいつでも本会議を開会できる方策について検討すべきである。 ・二元代表制を踏まえ、区政に関する政策課題については、議員間の議論を通して、議会全体で共通認識を持ち、最終的に政策提言をしていく必要がある。 | ○ | | |
| | | 議 運 諮 問 事 項 | | |
| 13 | 委員会の活性化について 方向性 ①委員間討論を充実させるべきである。 ②委員会の報告事項について議会側から求める方法について検討を行うべきである。 | ○ | | |
| | | ①議運諮問事項 | | |
| | | ②検討を終了・執行機関へ要請 | | |
| 14 | 議会の開会時間について 方向性 ・具体的な課題は出ず、現行どおり実施するものとした。 | | | ○ |
| | | 検 討 を 終 了 | | |
| 15 | 通年議会について 方向性 ・二会期制実施の可能性も含め、検討すべきである。 【今国会に通年会期制を含む、地方自治法改正案が上程された】 | ○ | | |
| | | 議 運 諮 問 事 項 | | |
| 16 | 常任委員会・特別委員会の任期及び設置期間について 方向性 ・常任委員会委員の任期については、現行どおりとすべきである。 ・特別委員会の設置期間は、現状の2年周期を原則維持していくべきである。 | ○ | | |
| | | 検 討 を 終 了 | | |
| 17 | 議決事件の拡充について 方向性 ・方向性は特に示されていない。 | | | ○ |
| | | 方 向 性 を 再 検 討 | | |

※各分類についての説明※

検 討 を 終 了 ⇒ 議会改革調査特別委員会で示した方向性のおりとし、検討を終了するもの。

検討を終了・執行機関へ要請 ⇒ 一定の方向性を示したが、議会の権限外の事項であるため、検討を終了し、執行機関へ要請するもの。

議 運 諮 問 事 項 ⇒ 一定の方向性を示したもので、実施の可否を議会運営委員会で議論するもの。

方 向 性 を 再 検 討 ⇒ 引き続き検討課題とするもので、議会改革調査特別委員会が引き続き、方向性を再検討するもの。

詳 細 に つ い て 検 討 ⇒ 一定の方向性を示したもので、方向性に異議がなく、詳細な検討を議会改革調査特別委員会に要請するもの。

| 番号 | 調査項目 | 議会改革調査特別委員会における分類 | | |
|----|---|---------------------------|----------------------------|-------------------------|
| | | 一定の方 向性を示 したも の。 | 引き続き 検討課題 とするも の。 | 現行ど おりと するも の。 |
| 18 | 予算編成について 方向性 ・方向性は特に示されていない。 | | | ○ |
| | | 検討を終了 | | |
| 19 | 議会の諮問機関、付属機関の設置について 方向性 ・方向性は特に示されていない。 | | | ○ |
| | | 検討を終了 | | |
| 20 | 条例提案、政策提言のシステムについて 方向性 ・条例提案の条件、ルール及びシステムの検討などの課題はあるが、 議会全体で合意した条例、政策を実現すべきである。 | ○ | | |
| | | 議運諮問事項 | | |
| 21 | 要綱・規則について 方向性 ・要綱、規則を制定する場合は、議会に報告をしてもらうシステム を検討すべきである。 ・要綱については、公開することを求めるべきである。 | | | |
| | | ※執行機関へ要請 | | |
| | | 検討を終了・執行機関へ要請 | | |
| 22 | 議会事務局の体制について 方向性 ・政策形成のため政策スタッフを充実すべきである。 | ○ | | |
| | | 検討を終了・執行機関へ要請 | | |
| 23 | 議員定数について 方向性 ・定数については、区民に議員の存在、役割を理解してもらったう えで、検討していく必要がある。 ただし、本項目については、議会運営委員会で陳情が審査されて いるため、意見を述べるにとどめることとする。 | ○ | | |
| | | 検討を終了 | | |

※各分類についての説明※

検討を終了 ⇒ 議会改革調査特別委員会で示した方向性のとおりとし、検討を終了するもの。

検討を終了・執行機関へ要請 ⇒ 一定の方向性を示したが、議会の権限外の事項であるため、検討を終了し、執行機関へ要請するもの。

議運諮問事項 ⇒ 一定の方向性を示したもので、実施の可否を議会運営委員会で議論するもの。

方向性を再検討 ⇒ 引き続き検討課題とするもので、議会改革調査特別委員会が引き続き、方向性を再検討するもの。

詳細について検討 ⇒ 一定の方向性を示したもので、方向性に異議がなく、詳細な検討を議会改革調査特別委員会に要請するもの。

| 番号 | 調査項目 | 議会改革調査特別委員会における分類 | | |
|----|---|---|-----------------|--------------|
| | | 一定の方向性を示したものの。 | 引き続き検討課題とするものの。 | 現行どおりとするものの。 |
| 24 | <p>報酬、政務調査費、費用弁償について 方向性</p> <p>【議員報酬】 議員として活動する上で、議員報酬は現行の水準が必要である。</p> <p>【政務調査費】 添付された領収書を公開対象としており、あり方検討会などで使途基準を明確にして二重チェックも行っているため、状況の変化に応じて検討すべきである。</p> <p>【費用弁償】 実費弁償や撤廃も含めて今後見直していくべきである。</p> | ○ | | |
| | | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">議員報酬 検討を終了</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">政務調査費 検討を終了</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">費用弁償 議運諮問事項</div> | | |
| 25 | <p>政治倫理について 方向性</p> <p>・現時点では、方向性を示せない。</p> | | | ○ |
| | | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">方向性を再検討</div> | | |
| 26 | <p>議員の自己研鑽について 方向性</p> <p>①原則、議員は自ら努力して、自己研鑽に励むべきである。地方自治体に大きな影響を及ぼす法律の改正がある場合は、講習会などの場を通して、議員間で共通の認識を持つべきである。</p> <p>②初当選の議員については、必要最低限の知識を得る場として研修制度を設け、議員としての議論が出来るよう議会としての支援体制を作っていくべきである。</p> | ○ | | |
| | | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">① 検討を終了</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">② 議運諮問事項</div> | | |
| 27 | <p>議会基本条例について 方向性</p> <p>・可能な議会改革を先行、実践させながら議会改革の目的と方向性を踏まえた上で議会基本条例制定に向けた検討を行う。</p> | ○ | | |
| | | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">詳細について検討</div> | | |
| | 合計項目数 | 16項目 | 4項目 | 5項目 |

※ 番号1、21の2項目については、いずれも合計項目数には含めないこととする。

※各分類についての説明※

検討を終了 ⇒ 議会改革調査特別委員会で示した方向性のとおりとし、検討を終了するもの。

検討を終了・執行機関へ要請 ⇒ 一定の方向性を示したが、議会の権限外の事項であるため、検討を終了し、執行機関へ要請するもの。

議運諮問事項 ⇒ 一定の方向性を示したもので、実施の可否を議会運営委員会で議論するもの。

方向性を再検討 ⇒ 引き続き検討課題とするもので、議会改革調査特別委員会が引き続き、方向性を再検討するもの。

詳細について検討 ⇒ 一定の方向性を示したもので、方向性に異議がなく、詳細な検討を議会改革調査特別委員会に要請するもの。